

議案第20号

四條畷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市手数料条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

令和6年度からの介護保険事業の単独実施にあたり、指定地域密着型サービス事業者の指定等に係る手数料を徴収する必要があるため、本案を提案した。

四條畷市手数料条例の一部を改正する条例

四條畷市手数料条例（昭和49年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3

| 手数料の種類 | 手数料の金額 |
|--|--------------|
| (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下この表において「法」という。）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定（同条第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。） | 1件につき30,000円 |
| (2) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定（法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。）の更新 | 1件につき10,000円 |
| (3) 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定 | 1件につき30,000円 |
| (4) 法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新 | 1件につき10,000円 |
| (5) 法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（同条第7項において準用する法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。） | 1件につき30,000円 |
| (6) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（法第115条の12第7項において準用する法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。）の更新 | 1件につき10,000円 |
| (7) 法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定 | 1件につき30,000円 |

| | |
|--|--------------|
| (8) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新 | 1件につき10,000円 |
| (9) 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定 | 1件につき30,000円 |
| (10) 法第115条の45の6第1項の規定による指定事業者の指定の更新 | 1件につき10,000円 |

備考 この表の規定にかかわらず、次の各号に掲げる審査における手数料の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) この表の(1)の項及び(5)の項に規定する指定の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する指定 35,000円
- (2) この表の(1)の項及び(9)の項に規定する指定の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する指定 35,000円
- (3) この表の(2)の項及び(6)の項に規定する指定の更新の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する指定の更新 10,000円
- (4) この表の(2)の項及び(10)の項に規定する指定の更新の申請が同時になされた場合(当該2の申請に係る事業を同一の事業所において一体的に運営しようとする場合に限る。)における当該2の申請に対する指定の更新 10,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。